

相楽東部広域連合職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に関する規則

平成 21 年 3 月 13 日
規 則 第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合に係る関係町村の条例を準用する条例（平成 20 年条例第 7 号。）第 2 条第 12 号の規定に基づき職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(時間外勤務手当)

第 2 条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について勤務 1 時間につき、第 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて第 6 条に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第 3 条 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。）において、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に第 7 条で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 4 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当の支給)

第 5 条 時間外勤務手当、休日勤務手当の支給日は、毎月 20 日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当は、別記様式第 1 号による時間外勤務事前承認申請票に

よって勤務を命ぜられた職員に対し、その実際に勤務した時間について支給する。

- 3 時間外勤務手当、休日勤務手当の支給の基礎となる勤務時間は、その月の全時間数(支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合の1時間未満の端数の処理については、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(時間外勤務手当の支給割合)

第6条 第2条で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 第2条第2号に掲げる勤務 100分の135

(休日勤務手当の支給割合)

第7条 第3条で定める割合は、100分の135とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。